

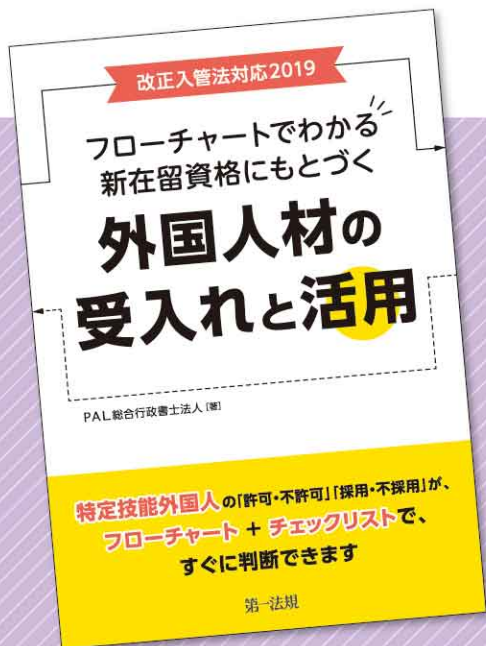
複雑な在留資格「特定技能」をチャートで理解できる一冊！

特定技能の内容がよくわからない 外国人の雇用をあきらめようか と考えている採用担当者様へ

改正入管法対応2019

フローチャートでわかる 新在留資格にもとづく 外国人材の受入れと活用

PAL 総合行政書士法人 [著]
A5判・328頁 定価 本体2,900円+税



この本の使い方

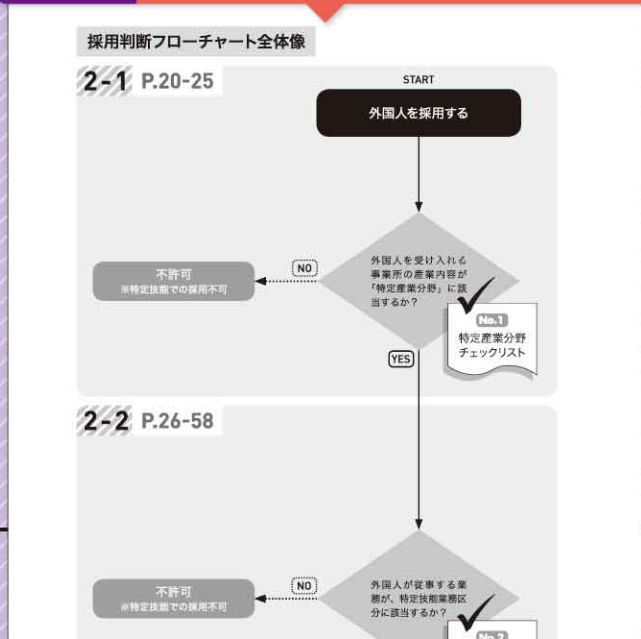
カタログ両面の内容見本参照

- Step ①** 特定技能で外国人を採用することができるかどうかを判断するために「採用判断フローチャート全体像」を使用
- Step ②** 外国人を受け入れる事業所が、特定産業分野のいずれに該当するかを「特定産業分野別チェックリスト」で確認
- Step ③** 外国人が行うことができる業務区分を「特定技能業務区分チェックリスト」で判断
- Step ④** フローチャートとチェックリストで判断に迷った場合は、「フローチャート判断基準解説」を参照

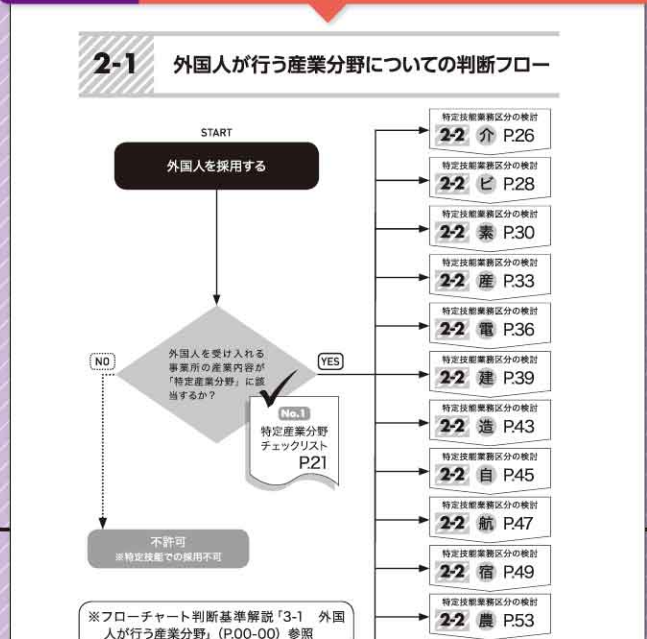


- 行政庁から公表された特定技能に関する「基本方針」や「運用要領」を、企業の採用担当者の視点にあわせわかりやすく解説。
- 採用段階のステップを11に細分化。各段階で何を判断すべきかを確認できるチェックリストを登載。
- 特定技能で受け入れ可能な産業分野(14業種)別のフローチャートを収録！特定技能外国人を採用するうえで、「ここだけ押さえておけばいい」ポイントを確認できる内容。

Step ① 採用判断フローチャート全体像



Step ② 特定産業分野別チェックリスト



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560
https://www.daiichihoki.co.jp

Tel. 0120-203-694
Fax. 0120-302-640

1 改正入管法と本書の使い方

在留資格「特定技能」の創設

- 1-1 改正入管法の概要～「特定技能」とは～
- 1-2 本書の使い方

2 採用判断フローチャート・チェックリスト

採用判断フローチャート全体像

- 2-1 外国人が行う産業分野についての判断フロー【No.1】特定産業分野チェックリスト
- 2-2 外国人が行う業務区分についての判断フロー【No.2】特定技能業務区分チェックリスト
- 2-3 外国人の技能水準（技能実習2号修了レベル）についての判断フロー【No.3】対象技能実習2号チェックリスト
- 2-4 外国人の技能水準（試験）についての判断フロー【No.4】技能試験チェックリスト
- 2-5 外国人の日本語能力についての判断フロー【No.5】日本語能力試験チェックリスト
- 2-6 外国人を受け入れる所属機関に関する基準（分野別）の判断フロー【No.6】特定技能所属機関基準チェックリスト（分野別）
- 2-7 外国人を受け入れる所属機関に関する基準（特定産業分野共通）の判断フロー【No.7】特定技能所属機関基準チェックリスト（共通）
- 2-8 外国人本人に関する基準の判断フロー【No.8】年齢その他外国人に関する基準チェックリスト
- 2-9 外国人との雇用契約に関する基準の判断フロー【No.9】特定技能雇用契約チェックリスト
- 2-10 特定技能支援計画に関する基準の判断フロー【No.10】特定技能支援計画チェックリスト
- 2-11 必要書類の判断フロー【No.11】申請必要書類チェックリスト

3 フローチャート判断基準解説

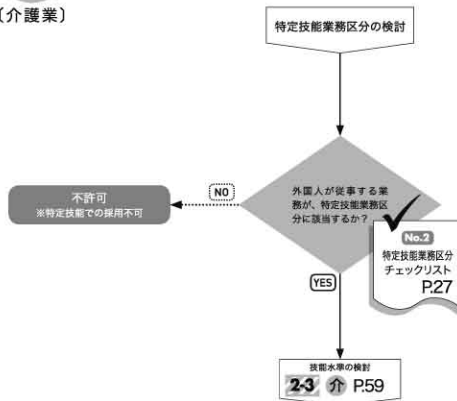
- 3-1 外国人が行う産業分野
- 3-2 外国人が行う業務区分
- 3-3 外国人の技能水準（技能実習2号修了レベル）
- 3-4 外国人の技能水準（試験）
- 3-5 外国人の日本語能力
- 3-6 外国人を受け入れる所属機関に関する基準（分野別）
- 3-7 外国人を受け入れる所属機関に関する基準（共通）
- 3-8 外国人本人に関する基準
- 3-9 外国人との雇用契約に関する基準
- 3-10 特定技能支援計画に関する基準

Step 3 特定技能業務区分チェックリスト(例:介護)

2-2 外国人が行う業務区分についての判断フロー



(介護業)



Step 4 フローチャート判断基準解説

3-1 外国人が行う産業分野

介 ビ 素 産 電 建 造 自 航 宿 農 漁 飲 外

1 「特定産業分野」とは

今回創設された「特定技能」での外国人の受入れを行う場合、外国人にどのような業務でも従事させることができるというものではありません。「特定技能」の在留資格で行うことができる活動は、「法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用に関する契約に基づいて行う特定産業分野であって法務大臣が指定するものに属する法務省令で定める相当程度の知識または経験が必要とする技能を要する業務に従事する活動（特定技能1号）、および「法務大臣が指定する本邦の公私の機関との契約に基づいて行う特定産業分野であって法務大臣が指定するものに属する法務省令で定める熟練した技能を要する業務に従事する活動（特定技能2号）」です。これが、特定技能の在留資格における「在留資格該当性」です。

また、この規定に基づき、「出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄に規定する産業上の分野等を定める省令」において、特定技能での受入れが可能とされている14の産業分野(特定産業分野)が定められています。これは、最近の人手不足に対応するため、生産性の向上や日本国内での人材確保のための努力を行っているにもかかわらず、それでも人手不足が解消されない状況にある産業分野において、外国人を横

詳細・お申し込みはコチラ

<クレジットカードでもお支払いいただけます>



第一法規

検索

CLICK!

キリトリ線

申込書 (第一法規刊)

改正入管法対応2019 フローチャートでわかる 新在留資格にもとづく外国人材の受入れと活用

●定価3,190円(本体2,900円) [コード066712]

*弊社宛直接お申し込みいただく場合、一回のご注文でお届け先が一箇所、お買い上げ合計金額5,000円(税込)以上のご注文は、国内配送料サービスといたします。
また、お買い上げ合計金額5,000円(税込)未満のご注文については、国内配送料550円(税込)にてお届けいたします。
*消費税は申込日時の適用税率に依ります。

◎上記のとおり申し込みます。代金については、次に示す方法にて支払います。
*現在、弊社とお取引のないお客様につきましては、代金引換にてお支払いをお願い申し上げます。
(いずれかを✓で選択ください。) 代金引換により支払います。 現品到着後請求書により支払います。

*代金引換手数料について 一回あたりのご購入金額 (商品の税込価格+送料)の合計が	1万円以下の場合、300円+税 3万円以下の場合、400円+税 10万円以下の場合、600円+税	*送料・代引手数料を含む合計金額は、商品のお届け時に配送業者に現金でお支払いください。その際、クレジットカードはご利用いただけません。
---	--	---

年 月 日

〒 ー ー
ご住所

機関名

部署名

公用
私用

フリガナ
ご氏名

TEL

様

E-mail

@

お客様の個人情報の取扱いについて
お客様より預かりした個人情報は、納品や請求書の発送・アフターサービス、弊社製品・サービスのご案内などの目的のために利用させていただきます。また、お客様の個人情報は、弊社ホームページに掲載のプライバシーポリシーに基づき適切に取り扱います。なお、個人情報についての照会、修正・削除・利用停止を希望される場合、その他お問い合わせにつきましては、お問合せフォーム (https://www.daiichihokai.co.jp/support/contact/contact.php) がフリーダイヤルにてご連絡ください。フリーダイヤル TEL.0120-203-696 FAX.0120-202-974

取扱い

この申込書は、ハガキに貼るか、このままFAXで下記宛お送りください。

■宛先
〒107-8560
東京都港区南青山2-11-17
第一法規株式会社
FAX.0120-302-640

書店印